

令和5年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

経産省による事業

■ ZEBリーディング・オーナー登録

公募要領

2023年4月

ZEBリーディング・オーナー登録を申請される方へ

ZEBリーディング・オーナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請を行わないでください。

その内容に偽りがあることがZEBリーディング・オーナー登録後に判明した場合、法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該ZEBリーディング・オーナーが行った補助事業について、交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めるともあり得るため、注意してください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和5年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)は、環境省が実施する令和5年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)」(以下「環境省ZEB事業」という。)との連携事業です。

地方公共団体(地方独立行政法人、公営企業含む)所有の建築物は、環境省ZEB事業の補助対象事業であるため、環境省ZEB事業の執行団体において「ZEBリーディング・オーナー登録」を行います。

INDEX

| | | | |
|--------------|-------------------------------------|-------|-----------|
| 1 | ZEBリーディング・オーナー公募 | | 4 |
| 1 –1 | 事業趣旨 | | 5 |
| 1 –2 | ZEBリーディング・オーナー登録の目的 | | 5 |
| 1 –3 | ZEBリーディング・オーナーとは | | 6 |
| 1 –4 | ZEBリーディング・オーナーの役割 | | 6 |
| 1 –5 | ZEBリーディング・オーナーと令和5年度ZEB実証事業の係わり | | 6 |
| 1 –6 | ZEBリーディング・オーナーの登録対象 | | 6 |
| 1 –7 | ZEBリーディング・オーナーの登録要件 | | 7 |
| 1 –8 | ZEBリーディング・オーナーの公表 | | 7 |
| 1 –9 | ZEBリーディング・オーナー登録後の定期報告とその一部の公表 | | 7 |
| 1 –10 | ZEBリーディング・オーナーの公募～公表 | | 8 |
| | (1) 公募 | | 8 |
| | (2) ポータルサイト・アカウント取得申込～アカウントの付与 | | 8 |
| | (3) ZEBリーディング・オーナー登録申請 | | 9 |
| | (4) 内容の確認 | | 9 |
| | (5) 登録証の交付とZEBリーディング・オーナーの公表 | | 10 |
| 1 –11 | 注意事項 | | 10 |
| 2 | 関連情報(ZEBリーディング・オーナー・マークについて) | | 12 |
| 2 –1 | ZEBリーディング・オーナー・マークについて | | 13 |
| | (1) ZEBリーディング・オーナー・マークの使用対象 | | 13 |
| | (2) ZEBリーディング・オーナー・マークの使用目的 | | 13 |
| | (3) ZEBリーディング・オーナー・マーク取得方法 | | 13 |
| | (4) ZEBリーディング・オーナー・マーク使用に関する注意事項 | | 13 |

<参考>ZEBの定義

【注意】 下記はZEBロードマップ及びZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおけるZEBの定義であり、本公募要領の要件とは異なるため注意してください。

【ZEBとは(定性的な定義)】

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法(パッシブ手法)を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEBの実現・普及に向けて、以下のとおりZEBを定義する。

| | |
|--------------|--|
| 『ZEB』 | 年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物 |
| Nearly ZEB | 『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物 |
| ZEB Ready | 『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物 |
| ZEB Oriented | ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物 |

なお、「ZEB」はNearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedを含めた広い概念を表すものとし、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedを含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『ZEB』と表現する。

【ZEBの判断基準(定量的な定義)】

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とする。

| | | 非住宅 ^{※1} 建築物 | | | | | |
|--------------|---------------------------------|---|----------------------|--|--|----------------------|--|
| | | ①建築物全体評価 | | | ②建築物の部分評価 (複数用途 ^{※2} 建築物の一部用途に対する評価) ^{※3} | | |
| | | 評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量 ^{※4} 削減率 | | その他の要件 | 評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量 ^{※4} 削減率 | | その他の要件 |
| | | 省エネのみ | 創エネ ^{※5} 含む | | 省エネのみ | 創エネ ^{※5} 含む | |
| 『ZEB』 | | 50%以上 | 100%以上 | - | 50%以上 | 100%以上 | ・建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること |
| Nearly ZEB | | 50%以上 | 75%以上 | | 50%以上 | 75%以上 | |
| ZEB Ready | | 50%以上 | 75%未満 | | 50%以上 | 75%未満 | |
| ZEB Oriented | 建物用途 事務所等、学校等、工場等 | 40%以上 | - | ・建築物全体の延べ面積 ^{※1} が10,000㎡以上であること ・未評価技術 ^{※6} を導入すること ・複数用途建築物は、建物用途毎に左記の一次エネルギー消費量削減率を達成すること | 40%以上 | - | ・評価対象用途の延べ面積 ^{※1} が10,000㎡以上であること ・評価対象用途に未評価技術 ^{※6} を導入すること ・建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること |
| | 建物用途 ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等 | 30%以上 | - | | 30%以上 | - | |

※1 建築物省エネ法上の定義(非住宅部分:政令第3条に定める住宅部分以外の部分)に準拠する。

※2 建築物省エネ法上の用途分類(事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等)に準拠する。

※3 建築物全体の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。

※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする(「その他一次エネルギー消費量」は除く)。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。

※5 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

※6 未評価技術は公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。

(出所) 平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会 とりまとめ
(経済産業省 資源エネルギー庁)

1 ZEBリーディング・オーナー公募

1 ZEBリーディング・オーナー公募

1-1 事業趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて「第6次エネルギー基本計画」(2021年10月閣議決定)では、ZEBの2030年目標を達成することが掲げられました。

2030年目標を達成するには、エネルギー消費量が大きく、建築物全体のエネルギー消費量に与える影響が大きい延べ面積10,000㎡以上の新築建築物におけるZEB化の普及が重要である旨が指摘され、現在に至っています。2030年の政策目標の実現に向けては、設計会社、コンサルティング企業等のZEBのプランニングを行う実務者と、建物オーナーの両者が、それぞれにZEBの実現・普及に関する目標設定を行い、進捗管理を行っていくことが重要です。

これらを受け、引き続き「ZEBリーディング・オーナー登録制度」では、ZEB Oriented以上の性能を有する建築物を所有、もしくは計画を有している建物オーナーを優良事業者として登録し、広く公表します。

ZEB Oriented以上の性能を有する建築物普及を担う建物オーナーを「ZEBリーディング・オーナー」として登録し、その取組みを我が国の先進的事例として広く公表することで、他の企業のZEB Oriented以上の性能を有する建築計画への意欲促進につながることを目指します。

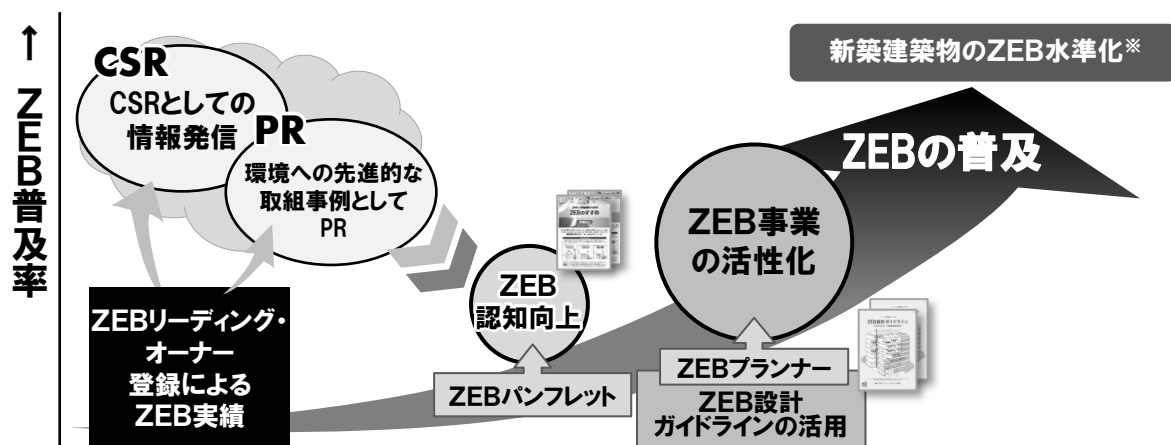
- 第6次エネルギー基本計画
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)に関する情報公開について
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html
- 設計実務者向けZEB設計ガイドライン、ビルオーナー等事業者向けパンフレット公開ページ
https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html

1-2 ZEBリーディング・オーナー登録の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「第6次エネルギー基本計画」に掲げられたZEBの2030年目標を達成することが肝要となることから、これから建設される新築建築物等について、ZEB Oriented以上の性能を有する建築物の普及目標を有することが求められます。

「ZEBリーディング・オーナー登録制度」は、ZEB事例を有するオーナー(法人(地方公共団体を除く)、個人等)、ZEBの普及に向けた具体計画を有する事業者等を「ZEBリーディング・オーナー」として公募・登録・公表することで我が国のZEB普及の活性化を目的とした制度です。

ZEBリーディング・オーナー登録制度の目的



2030年
※建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%(小規模建築物については20%)削減。

1-3 ZEBリーディング・オーナーとは

令和5年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)」*1の趣旨ならびに、「ZEBロードマップ」の意義に基づき、自らのZEB普及目標やZEB導入計画、ZEB導入実績を一般に公表する先導的建築物のオーナーを、SIIは「ZEBリーディング・オーナー」と定め、これを公募し、公表します。

※1 略称:令和5年度ZEB実証事業

1-4 ZEBリーディング・オーナーの役割

自らのZEBに関連する取組み(①、②のいずれか)及び、中長期のZEB導入計画と目標(③)について、SIIに報告するとともに情報発信することが、ZEBリーディング・オーナーの役割になります。

① 自らが所有するZEBの公表

自らが所有するZEBについて、SIIに報告するとともに自らもホームページ等や情報媒体にて公表する。

② 自らが有するZEB導入計画の公表

具体計画として有している「ZEB新築計画」又は「既存建築物のZEB化改修計画」について、SIIに報告するとともに自ら公表する。(計画事業の詳細情報の公表は竣工後でも可とする。)

③ 中長期のZEB導入計画と目標の公表

2030年までの中長期のZEB導入計画と導入目標についてSIIに報告するとともに自ら公表する。

※ホームページで公表する場合は、トップページに掲載する等、閲覧者が容易にアクセスできるように工夫してください。

※SIIが公表するZEBリーディング・オーナー一覧への誘導(リンク等)を行うことによる公表も可とします。

1-5 ZEBリーディング・オーナーと令和5年度ZEB実証事業の係わり

令和5年度ZEB実証事業へ申請し、採択された事業者は、SIIが指定する期日までにZEBリーディング・オーナー登録を完了する必要があります(令和5年度ZEB実証事業公募要領P. 10参照)。

※ZEBリーディング・オーナー登録制度は、令和5年度ZEB実証事業への補助金申請を行わない場合も申請を受け付けます。

1-6 ZEBリーディング・オーナーの登録対象

- ZEBリーディング・オーナーの登録対象は法人(地方公共団体を除く)、個人等です。
※地方公共団体は環境省ZEB事業の補助対象であるため、環境省ZEB事業の執行団体にて「ZEBリーディング・オーナー登録申請」を行ってください。
- ZEBリーディング・オーナーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。

1-7 ZEBリーディング・オーナーの登録要件

ZEBリーディング・オーナーの登録には、以下の要件を全て満たした状態で登録申請を行う必要があります。なお、政府はZEBリーディング・オーナーの登録情報や報告された内容を、ZEB普及状況の確認や公表、更なるZEB普及施策の実施や検討等に用いる予定のため、予め了承したうえで申請を行ってください。

- ① ZEBに係わる実績又は具体計画を1件以上有していること。
- ② 2030年までの中長期のZEB導入計画又は導入目標を有していること。
- ③ ZEB導入実績、計画、目標を自ら公表していること。
- ④ 自らのZEBに係わる計画、目標の実施状況を**2024年4月に報告し、以降新規のZEB実績が追加された場合は都度報告を行うこと。**
- ⑤ 日本国内にある建築物の建物登記簿上の所有者(オーナー)であること。
※建物登記簿上の所有者がZEBリーディング・オーナーに登録済みの場合、もしくは同時に登録予定の場合に限り、設備のみの所有者及び建築物の使用者等についても共同所有建築物として申請を可とする。
- ⑥ 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
- ⑦ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係わる指名停止措置を受けていないこと。

1-8 ZEBリーディング・オーナーの公表

SIIは、ZEBリーディング・オーナー申請書を受領後、確認ののち、ZEBリーディング・オーナーのZEB導入実績と、ZEB導入計画、今後の目標について、情報を公表します。

- ① 法人情報(法人名、所在地、業種、ホームページURL等)
- ② 所有するZEB事例(所在地、建物用途、建築物の名称、一次エネルギー削減率、省エネ性能評価等)

1-9 ZEBリーディング・オーナー登録後の定期報告とその一部の公表

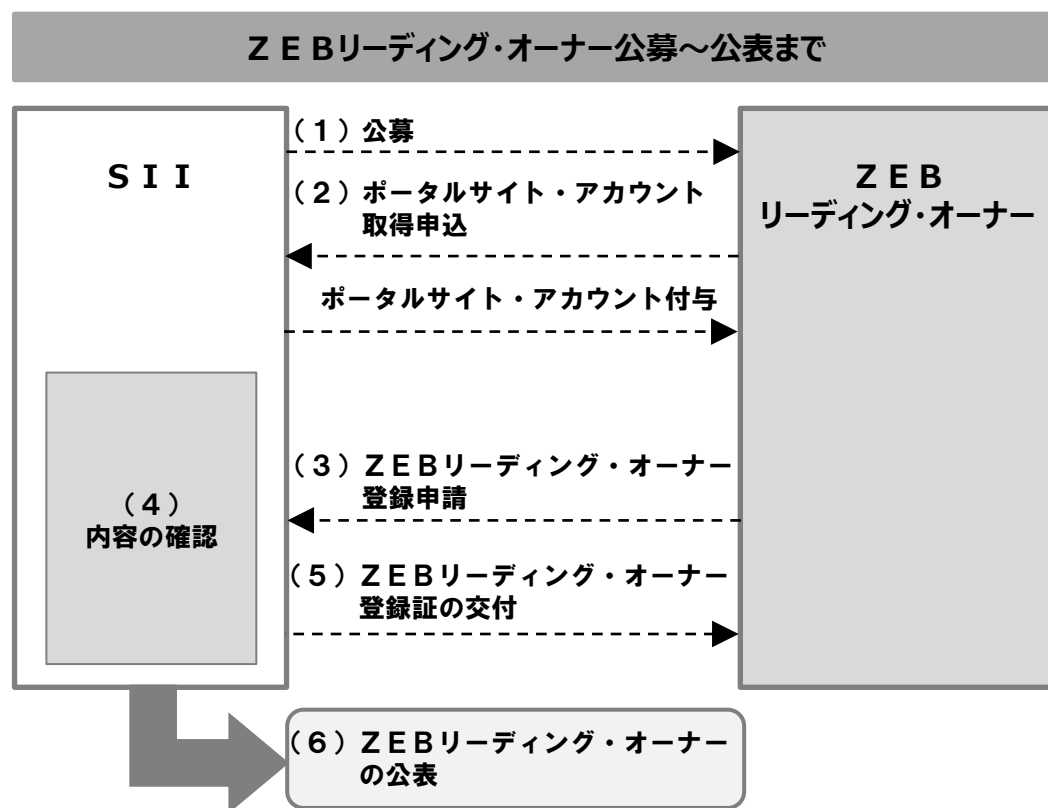
登録されたZEBリーディング・オーナーは以下の内容について報告をするとともに、2024年4月に自社のホームページ、環境報告書、会社パンフレット、リーフレット等の社外向けの資料で公表を行ってください。以降は新規の実績が追加された場合に随時報告を行ってください。

<報告内容>

- ・報告時におけるZEB導入実績
- ・報告対象年度のZEB導入計画に関する取組み状況

1-10 ZEBリーディング・オーナーの公募～公表

ZEBリーディング・オーナーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。



(1)公募

以下の期間にZEBリーディング・オーナーを公募します。

公募期間：2023年4月10日(月)～2024年1月26日(金) 17:00

※令和5年度ZEB実証事業へ申請し、採択された事業者は、ZEB実証事業期間内のSIIが指定する期日との関係に注意してください。

(2)ポータルサイト・アカウント取得申込～アカウントの付与

ZEBリーディング・オーナーの登録申請は、SIIホームページからアカウント取得申込みを行った上、ポータルサイトを活用して行います。

アカウント取得申込期間：2023年4月10日(月)～2024年1月24日(水) 13:00

アカウント取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報(ユーザ名、パスワード)が通知されます。

(3) ZEBリーディング・オーナー登録申請

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEBリーディング・オーナー・ポータルサイトのURLにアクセスし、取得したアカウント情報(ユーザ名・パスワード)でログイン後、必要事項の入力及び以下の添付書類をアップロードしてください。郵送での提出は不要です。

| 添付書類 | 必須:●/該当:○ |
|---|-----------|
| 会社概要書 | ● |
| 商業登記簿(現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書等も可) | ● |
| 登録対象建築物の建物登記簿(竣工前の場合は確認済証) | ● |
| 登録対象建築物の省エネルギー計算結果が確認できる資料(WEBPRO計算結果等) | ● |
| 登録対象建築物の省エネルギー性能表示評価書(BELS評価書等) | ○ |
| 登録対象建築物の公表資料 | ● |
| 登録対象建築物の建物外観写真やパース図 | ● |
| その他SIIが求める確認書類 | ○ |

※アカウント取得申込以降のポータルサイトの運用及び必要事項、添付書類の詳細は「令和5年度ZEBリーディング・オーナー登録申請の手引き」を参照してください。

(4) 内容の確認

SIIは、公募期間中に届いたZEBリーディング・オーナー登録申請内容について確認を行います。登録申請内容の追加確認や修正が必要な際は、SIIから実務担当者宛に連絡を行います。原則代理での申請及び対応は認められませんので、ご注意ください。確認完了後、SIIのホームページで公表する「ZEBリーディング・オーナー登録票」を申請者に対し共有します。

<ZEBリーディング・オーナー登録票のサンプル>

■ZEBリーディング・オーナー情報

■導入計画・導入実績

■導入計画・導入実績 建物用途評価

(5) 登録証の交付とZEBリーディング・オーナーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEBリーディング・オーナー登録証を交付します。また、確認の結果は登録の可否に係わらず申請者に通知します。

ZEBリーディング・オーナーの公表は、SIIホームページにて原則毎月最終金曜日に行います。

※確認状況や公表日等、個別の問い合わせについては、一切応じられませんので予めご了承ください。

1-11 注意事項

ZEBリーディング・オーナーの登録を行う者は以下の点に注意してください。

- ① SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力すること。
- ② 虚偽の内容を含む申請を行わないこと。
- ③ ZEBリーディング・オーナーの登録内容に変更がある場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従うこと。
- ④ ZEBリーディング・オーナーの登録申請及び実績報告等の各手続きについて、原則代理での対応は認めない為注意すること。
- ⑤ 令和5年度ZEB実証事業は環境省ZEB事業との連携事業である。よって、ZEBリーディング・オーナー登録に係わる情報の提供を環境省、又は環境省ZEB事業執行団体へ行う場合がある為、これに協力すること。

2 関連情報

(ZEBリーディング・オーナー・マークについて)

2 関連情報

2-1 ZEBリーディング・オーナー・マークについて

ZEBリーディング・オーナー・マークには、ZEBリーディング・オーナーごとに付与されているZEBリーディング・オーナー登録番号が付番されます。

ZEBリーディング・オーナー・マークは、ZEBリーディング・オーナー登録番号を除いて使用することはできません。

<ZEBリーディング・オーナー・マークのサンプル>



(1) ZEBリーディング・オーナー・マークの使用対象

令和5年度を含む平成29年度以降に登録されたZEBリーディング・オーナーのみ使用することができます。

(2) ZEBリーディング・オーナー・マークの使用目的

ZEBリーディング・オーナー・マークは、SIIのホームページにて公表されたZEBリーディング・オーナーがZEBの普及促進に係わる活動を行う際に使用することができます。

■使用例 | 名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載等。

(3) ZEBリーディング・オーナー・マーク取得方法

ZEBリーディング・オーナー・マークの使用を希望するZEBリーディング・オーナーは、ZEBリーディング・オーナー・ポータルサイトよりダウンロードしてください。

(4) ZEBリーディング・オーナー・マーク使用に関する注意事項

- ① ZEBリーディング・オーナー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEBリーディング・オーナー・マーク使用許諾規程」及び「ZEBリーディング・オーナー・マーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを遵守してください。
- ② ZEBリーディング・オーナー登録申請を行った実務担当者が支店、グループ会社、フランチャイズ等のグループ網を代表してダウンロードしてください。また、グループ網(支店、グループ会社、フランチャイズ等)でZEBリーディング・オーナー・マークを使用する際は、管理者を選定いただく等、取扱いには十分に注意してください。
- ③ 規程に反するZEBリーディング・オーナー・マークの使用や、SIIが不適切と判断する利用状況が確認された場合は、ZEBリーディング・オーナー・マークの使用停止を通知することがあります。この場合、直ちにZEBリーディング・オーナー・マークを削除し、使用を停止してください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII) ZEB(ゼブ)登録制度担当

TEL:03-5565-4063

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。

また、通話料がかかりますので、ご注意ください。